福祉施設における防火管理について

茨木市消防本部　予防課　査察係

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向

2. 防火管理の重要性

3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向

2. 防火管理の重要性

3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

火災の傾向

令和7年の火災件数　39件

火災の主な原因		
	電気機器	7件
	たばこ	6件
	こんろ	3件
	ストーブ	3件
	その他	19件



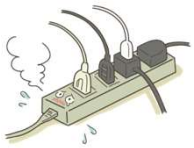
消防犬ラッキー

火災の傾向

電気機器　7件



リチウムイオンバッテリー



コンセント・配線関係



電子レンジ

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向

2. 防火管理の重要性

3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

防火管理とは？

「火災を起こさない」「火災を広げない」「死傷者を出さない」
ために平常時から体制を整えること



命を守るために必要であると同時に
消防法で義務付けられた責任でもある

障害福祉施設特有のリスク

- 歩行や移動に制約
- 音が聞き取りにくい
- 突発的な移動や飛び出し
- パニック等で避難指示に従えない
- 職員の入れ替わりが多い

過去の火災事例

日　時	２００６年１月８日	２０１０年３月１３日	２０１３年２月８日
場　所	長崎県大村市	北海道札幌市	長崎県長崎市
種　別	グループホーム	認知症高齢者 グループホーム	認知症高齢者 グループホーム
建　物	ＲＣ造一部木造平屋建て	木造２階建て	鉄骨造一部木造４階建て
死傷者	死者７人　負傷者３人	死者７人　負傷者２人	死者５人　負傷者７人

防火管理の重要性

事故後に問われるのは

「火災が起きたこと」ではなく、

「防げた危険を放置していなかったか」

「法律違反がなかったか」です。

最終的な責任を負うのは経営者です。

本日の流れ

1. 近年の火災の傾向

2. 防火管理の重要性

3. 事業者を守るために



消防犬ラッキー

立入検査実施時に指摘が多い違反内容

① 防炎対象物品の未使用

② 防火対象物使用開始（変更）届出書　未届

③ 消防訓練の未実施（回数不足）

① 防炎対象物品

防炎対象物品

- カーテン、布製のブラインド
- 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立
- 下げ丈が概ね１m以上ののれん
- ２㎡を超えるじゅうたん等（カーペット、ござ、人工芝など）

○





×



② 防火対象物使用開始（変更）届

使用を開始（変更）する7日前までに届出が必要

- 管理権原者（所有者）の変更
- 建物（事業所）名称の変更
- 増築、増床、間仕切りの変更
- 障害程度区分4以上の割合の変更（8割超え） など

消防本部予防課へ相談してください！

- 法に適合しない形で使用（営業）を開始させないことが目的
- 増築、増床、間仕切り変更の場合は図面を持参して協議

③ 消防訓練

防火管理者の選任が必要な場合

- 消火訓練及び避難訓練は年２回以上
- 通報訓練は消防計画に定められた回数（年１回以上）
- 訓練前に「消防訓練事前通知書」の提出が必要
- 来署しなくてもスマートフォンで可能

防火管理者の選任が不要な場合

- 「非常災害に関する具体的な計画」で火災発生時の対策
- 消防本部への報告は不要だが記録の保管を推奨

最後に・・・

「分かっていたのに対策していなかった」が
最も大きなダメージを与えます！

防火管理は現場任せでは成立しません
最終的な責任は経営者にあります！